

特別委員会レポート

特別委員会は、特定の問題について審査・調査するために設置される委員会です。
主な審査・調査内容をお知らせします。

公共施設マネジメント特別委員会を設置しました。

設置日 令和8年3月24日

目的 持続可能なまちづくりの推進を図るため、長期的な視点を持って安定した財政運営に資する公共施設の在り方について、調査・研究を行い、公共施設等総合管理計画に対する課題などを整理し、政策提言を行うことを目的とします。

3月24日（第1回）

《議題》正副委員長の互選について

公共施設マネジメント特別委員会（定員10人）

○委員長 高木 清隆 ○副委員長 村松 和幸
委員 村井 勝彦 委員 鈴木 賢和
委員 金子 晃久 委員 夏目 幸彦
委員 鈴木 功三 委員 八木伸太郎
委員 兼子 靖基 委員 佐野 武次

5月11日（第2回）

政策提言に向けた今後の取組についての共有化のほか、公共施設等総合管理計画の概要についてや、これまでの取組、市を取り巻く状況についての共有化を行いました。

《議題》(1) 公共施設マネジメント特別委員会の進め方について
(2) 公共施設等総合管理計画 改訂の概要について

民生文教委員会と聖隷袋井市民病院看護部との意見交換会(7月29日開催)

テーマ 災害発生時における聖隷袋井市民病院看護部の協力と市が求める協力について

【出席者】 聖隷袋井市民病院看護部長、病棟看護課長、事務長

【場所】 市役所5階 第1委員会室

【内容】 2026年9月から大規模災害発生時の基幹救護所の場所を聖隷袋井市民病院とすることに伴い、有事の際に聖隷袋井市民病院看護部が市に対してどのような協力ができるか、また市が望む協力は何か、意見交換を実施しました。看護師の専門的な知見と現場の視点も踏まえた貴重なご意見をいただきました。

◆出席者からの意見（主なもの）

- ・市と病院との共同防災訓練が必要だと思う。
- ・看護師資格を持った住民は地域の財産である。資格を持っていない市民も応急救護の知識を身に付け、有事の際には地域の中で助け合うことも大切である。



議員の寄付行為の禁止

公職選挙法により、議員が選挙区内の人（法人、その他の団体を含む）に寄付をすること、有権者が議員に寄付を求めることなどは禁止されています。また、年賀状や暑中見舞いなどの時候のあいさつ状を出すことも、「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。

○寄付とは

寄付とは、現金に限るものではありません。花輪や記念の置物、トロフィー、飲食物など、多少でも金銭的価値のあるものを無償で提供することも寄付に当たります。

○禁止されている寄付の例

- ・各種会合へのご祝儀・祭りへの寄付や差し入れ・親睦旅行への差し入れ
- ・地域の運動会やスポーツ大会への差し入れ・開店祝の花輪やお祝い
- ・葬式の花輪や供花・盆供・お中元やお歳暮・入学、卒業、就職、結婚、出産などのお祝い

○ただし、次のようなものは除かれます

- ・自らが出席する結婚披露宴のご祝儀・自らが出席する葬式・通夜の香典

